

(2) 生活関連経路

2-2-3 で示した生活関連経路の設定の考え方にに基づき、(1) の重点整備地区内において生活関連経路を設定した結果、総延長は約 228km となりました。このうち、近年バリアフリー化整備を行った区間を除いた延長は、約 123km となっています。

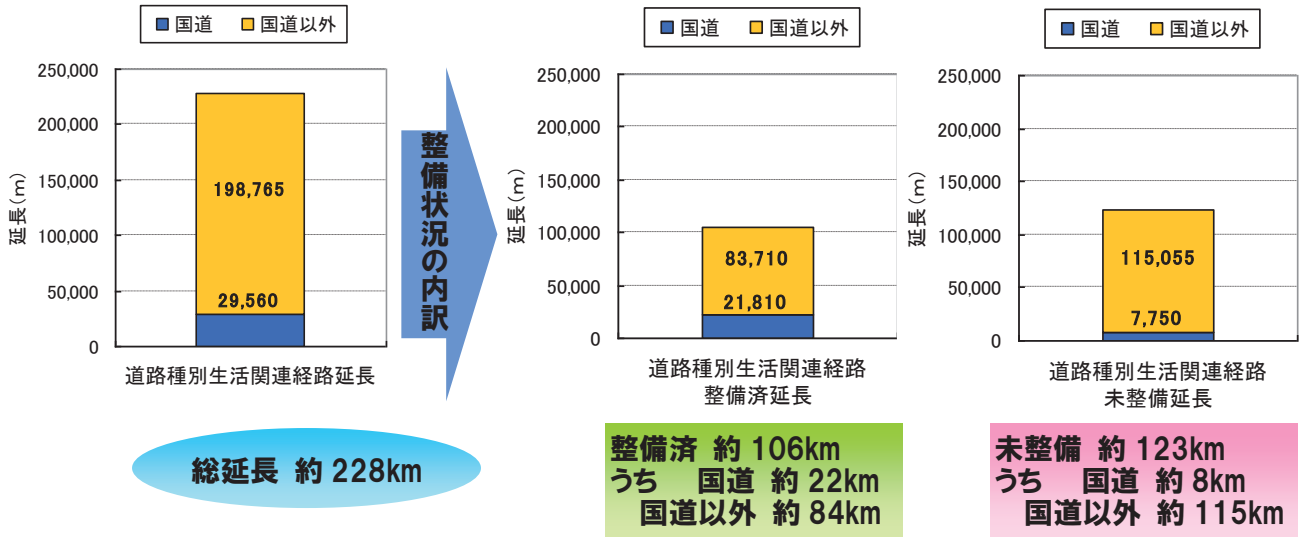


図 2-7 重点整備地区内の生活関連経路の整備状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

札幌市の現状では年間約 14km のバリアフリー化整備を行っていることから、未整備区間全てを完了するまでに約 9 年の期間を必要とすることになります。

このため、生活関連経路における優先度を検討することとし、以下の基準により優先的に整備すべき経路（「主要な生活関連経路」と称します。）を抽出し、効果的な事業実施を目指します。（図 2-9 参照）

- 1) 旅客施設から公共施設（教育施設、文化施設、官公署、行政機関が運営する福祉施設、運動施設）に結節する生活関連経路は、「主要な生活関連経路」とします。
- 2) すでにバリアフリー化が図られている生活関連施設に結節する旅客施設からの経路についても「主要な生活関連経路」に位置づけます。
- 3) 上記以外の生活関連施設に結節する旅客施設からの経路、生活関連施設相互を連絡する経路については「その他の生活関連経路」とします。

上記基準をもとに、再集計した結果、主要な生活関連経路における未整備延長は約 48km となり、これまでの整備実績の約 4 年分に相当します。

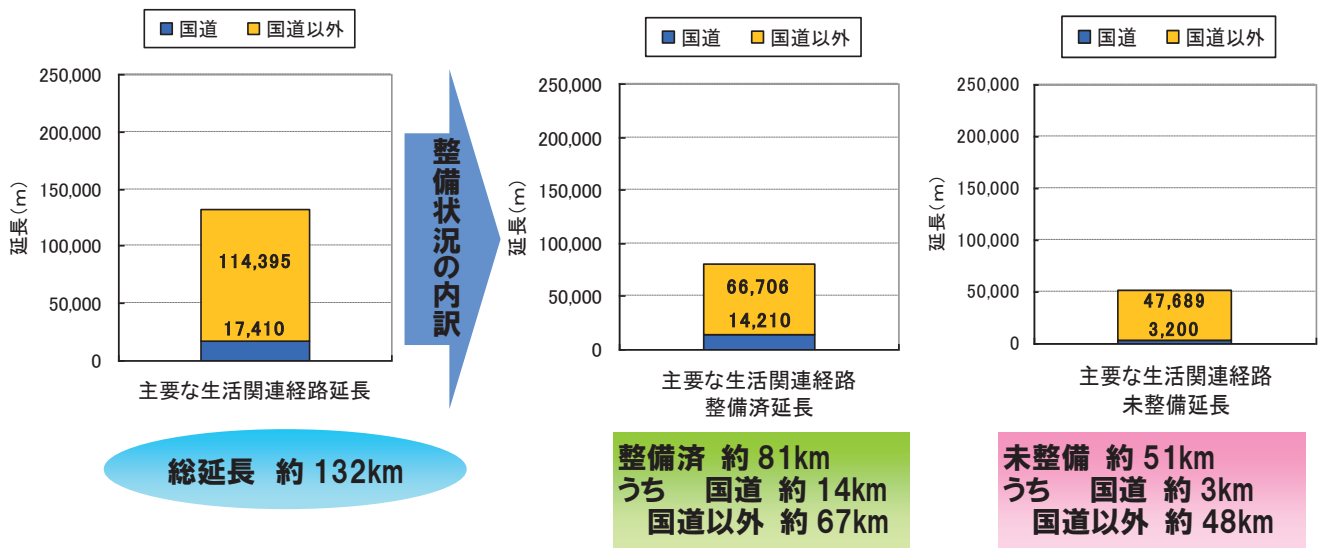


図 2-8 重点整備地区内の主要な生活関連経路の整備状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

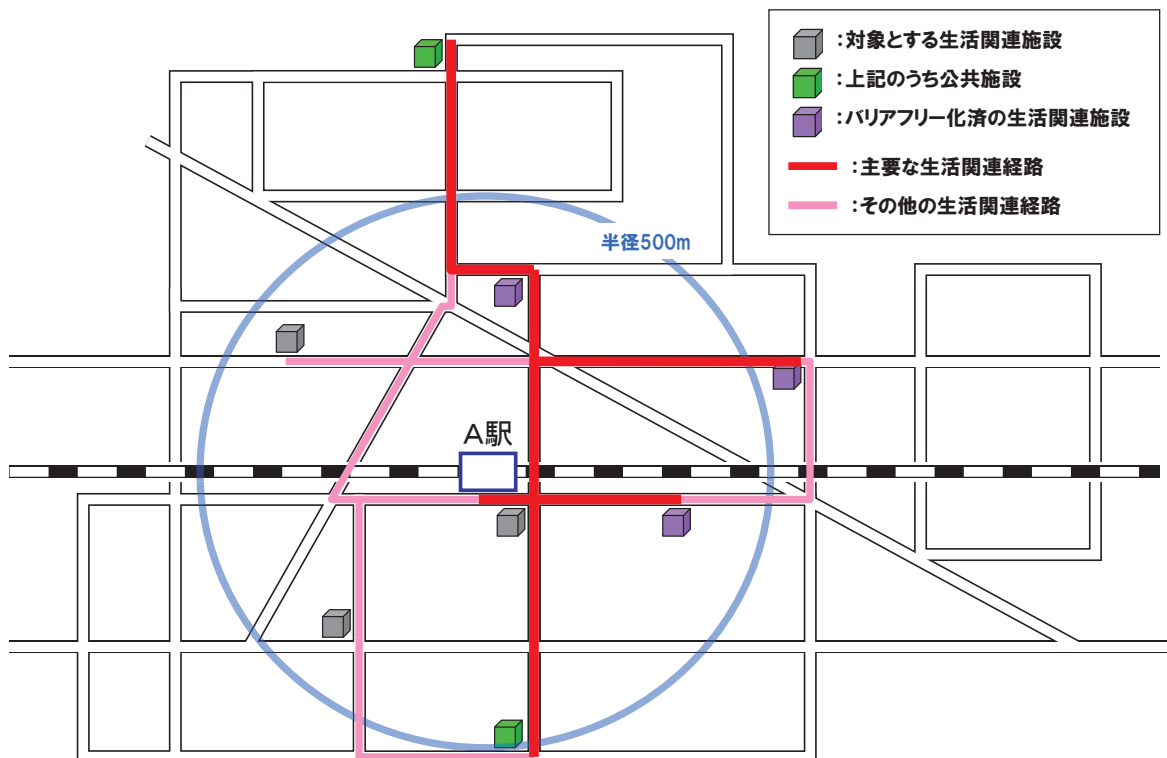


図 2-9 主要な生活関連経路の抽出イメージ